

熊本県農林水産業功労者表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県表彰要領（昭和63年策定）に基づく熊本県農林水産業功労者の知事表彰について、表彰内容及び表彰者決定方法を定めるものとする。

(表彰の目的)

第2条 農林水産業功労者表彰（以下「表彰」という。）は、農林水産業の振興のために献身的な活動を続け、その功績が特に顕著で優秀な者を表彰することによって、その活動を広く県民に伝えることにより、本県の一層の農林水産業の振興を図ることを目的とする。

(表彰の部門)

第3条 表彰は、次に掲げる部門に対し、知事が行う。

(1) 農業部門

(2) 林業・林産業部門

(3) 水産業部門

(被表彰者)

第4条 被表彰者は、本県の農林水産業の振興に貢献し、その功績が特に優れている者又は他の模範となる者を対象とする。

(表彰の基準)

第5条 表彰の基準は、別紙表彰基準のとおりとする。

(推薦の手続)

第6条 農林水産部各課長、広域本部長、広域本部地域振興局長、関係出先機関の長は、前条の表彰基準に該当すると認められる者がいるときは、別に定める推薦手続実施要領により、農林水産部長へ推薦を行うものとする。

(審査等)

第7条 農林水産部各課長、広域本部長、広域本部地域振興局長、関係出先機関の長から、前条の推薦があったときは、各部門の関係課等で審査を行う。

2 農林水産部長は、前項の審査の結果により被表彰者を選定する。

附 則

この要領は、平成21年6月23日から施行する。

この要領は、平成23年7月14日から施行する。

この要領は、平成25年6月25日から施行する。

(別紙)

農林水産業功労者表彰基準

農業部門 (①、②、④については、55歳以上の者とする。)

- ①20年以上にわたり農業に従事するとともに、農業の発展にすぐれた功績があり、他の模範となる者
- ②10年以上にわたり、農業に係る団体の役員として、業界及び団体の指導育成に特に功績のあった者
- ③15年以上にわたり、農業の発展に特にすぐれた功績のあった団体
- ④20年以上にわたり、農業に係る団体の職員として特に功績のあった者
- ⑤その他、農業の振興・発展に特に功績のあった者（年齢不問、団体を含む）

林業・林産業部門 (①、②、④については、55歳以上の者とする。)

- ①20年以上にわたり林業又は林産業に従事するとともに、林業又は林産業の発展にすぐれた功績があり、他の模範となる者
- ②10年以上にわたり、林業又は林産業に係る団体の役員として、業界及び団体の指導育成に特に功績のあった者
- ③15年以上にわたり、林業又は林産業の発展に特にすぐれた功績のあった団体
- ④20年以上にわたり、林業又は林産業に係る団体の職員として特に功績のあった者
- ⑤その他、林業又は林産業の振興・発展に特に功績のあった者（年齢不問、団体を含む）

水産業部門 (①、②、④については、55歳以上の者とする。)

- ①20年以上にわたり水産業に従事するとともに、水産業の発展にすぐれた功績があり、他の模範となる者
- ②10年以上にわたり、水産業に係る団体の役員として、業界及び団体の指導育成に特に功績のあった者
- ③15年以上にわたり、水産業の発展に特にすぐれた功績のあった団体
- ④20年以上にわたり、水産業に係る団体の職員として特に功績のあった者
- ⑤その他、水産業の振興・発展に特に功績のあった者（年齢不問、団体を含む）